

北上市国民健康保険規則の一部を改正する規則

北上市国民健康保険規則（平成3年北上市規則第94号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給）</p> <p>2 北上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年北上市条例第12号）附則に規定する規則で定める日は、<u>令和4年12月31日</u>とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給）</p> <p>2 北上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年北上市条例第12号）附則に規定する規則で定める日は、<u>令和5年3月31日</u>とする。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。